

バス移動や宿泊を伴う婚活イベント等を企画される際の注意点

婚活イベント等の実施にかかる旅行業登録について

広く一般に参加者を募集し、参加者から報酬（参加費等）を得て、参加者のための運送・宿泊サービス、またそれらに伴って行うサービスの代理・媒介・取次等を行うことは、旅行業法上の「旅行業」に該当し、それを営もうとする者は、旅行業法第三条に基づき、旅行業登録が必要となります。

具体的には、バス移動や宿泊を伴う婚活イベント等は、これに該当する可能性があります。

旅行業に該当する条件

以下の3点をすべて満たすと旅行業に該当します。

① 旅行の対価として報酬を得る

事業主体が参加者から金銭を収受していれば、赤字黒字にかかわらず「報酬を得て」いることとみなされます。

② 旅行業務（※）を取り扱う

料金を設定し、広く一般にバスツアー（日帰り、宿泊を問わない）・宿泊ツアーの参加者を募集することは「旅行業」に該当します。

ただし、会社内での社員旅行・研修旅行、学校が実施する修学旅行等の参加者をその団体内で募集し、参加費のとりまとめを行う行為は「旅行業」には該当しません。

※旅行者のための運送・宿泊サービス、またそれらに伴って行うサービスの代理・媒介・取次等

③ 事業として行う

たとえ、国、地方自治体、公的団体又は非営利団体が実施する事業であっても、上記に該当する旅行業を行うためには、旅行業者としての登録が必要となり、無登録のまま旅行業を行うと法律違反となります。

問い合わせ先

山口県 商工労働部 観光振興課観光企画班

083-933-3175